令和元年９月

# 令 和 ２ 年 度 予 算 編 成 方 針

大牟田市長　　中 尾　昌 弘

令和２年度は、第６次総合計画の初年度であり、今後４年間におけるまちづくりの成果に影響する重要な年である。当該計画では、市民と行政がまちづくりの目指す姿を共有し、多様化・複雑化する地域課題に、柔軟かつ適切に対応し、戦略的な視点をもってまちづくりをすすめていくことが肝要という考えのもと、SDGs（持続可能な開発目標）との関連を意識しながら、持続可能なまちづくりに向けての取組みを盛り込んでいくこととしている。この「まちづくりの指針」となる第６次総合計画の内容を十分に踏まえながら予算要求を行われたい。

また、**職員一人ひとりが、厳しい財政状況を踏まえつつ、未来に向けた投資と、そのために必要となる財源確保、歳出削減についてしっかり認識したうえで**予算要求に取組まれたい。

## Ⅰ．国の動向と本市の情勢

日本経済の現状については、内閣府が公表した８月の月例経済報告によると、景気は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復することが期待されると、基調判断を行っている。また、国の令和２年度の予算編成では、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、引き続き「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取組むこととしている。併せて、意欲と熱意のある地方公共団体に対しては、情報・人材・財政の面から支援するとされており、各自治体においても一層の歳出効率化の努力が求められている。また、令和元年１０月に消費税の改定が予定されており、経済情勢や景気への影響に注視しておく必要がある。

こうした中、本市の有効求人倍率については、全国平均を下回るものの６０ヶ月連続で１．０を超える状態が続いており、本市の市税のうち個人市民税について、納税義務者数及び平均所得の増により近年増加傾向にある。また、一方で、人口動態のうち、社会動態による人口減少は改善の傾向もみられるが、自然動態では、合計特殊出生率は全国平均を上回るものの、出生数としては横ばいであり、死亡数がそれを大きく上回っていることから、人口減少は続いている。

## Ⅱ．本市の財政状況と今後の見通し

平成３０年度一般会計の決算では、実質収支が４２百万円の黒字となり９年連続の黒字決算となった。しかしながら、**これは財政調整基金から１億７０百万円の取**

り崩しを行った結果であり、実質的には１億２８百万円の財源不足となっている。

また、令和元年度の普通交付税及び臨時財政対策債の決定額について、平成３０年度では、一時的に増加した平成２９年度の法人市民税を基に見込まれていたため、平成３０年度と比較して６億２４百万円の増となり、ほぼ当初予算での見込みどおりとなった。ただし、当初予算で既に財政調整基金からの繰入金を７億円計上しており、厳しい財政状況は続いている。

今後も、人口減少が続くことは避けられない事実であることから、これまでと同様の行政サービスを、これまでと同じやり方で維持することは困難となる。このため、公共施設の統廃合、一層の業務見直しはもちろんのこと、行政サービスそのものの廃止も含め検討が必要であり、こうした中にあっては、人件費をはじめとする経常経費の更なる削減も避けられない状況にある。

## Ⅲ．基本方針

令和２年度の予算編成は、喫緊の課題である人口減少に歯止めをかけるとともに、「人が育ち、人でにぎわい、人を大切にするほっとシティおおむた」の実現に向け、各施策を着実に推進していくこととする。

その一方で、今後の市政運営を持続可能なものとしていくため、人口減少や職員減少に対しての危機感を持ち、これまで以上の財源確保や歳出削減、業務見直しの取組みを行うこととする。

併せて、市が実施している事業の必要性、優先度、後年度の財政負担などを見極め、大牟田の未来を担う主要な事業に対し、集中的に資源を投下することが必要であり、より厳しい事業の精査を行うこととする。

以上を踏まえ、令和２年度予算は次のように編成する。

記

### １．歳出構造の改革

（１）「まちづくり総合プラン」の着実な推進

・「人が育ち、人でにぎわい、人を大切にするほっとシティおおむた」の実現のため、限られた資源を重点的に投下し、未来に向けた投資を行う。

・本市の１０年後、２０年後に目指す姿を想定し、計画期間中において施策実現のために最適な効果を得られる事業をゼロベースで検討すること。

・部局を越えた横断的な視点で類似・重複事業の整理や統合を行い、効率的な事業構築を図ること。

（２）経常経費の抑制

・枠配分以外の経費の増加や、今後の収支試算における財源不足を圧縮するため、枠配分について原則３％の削減を行うとこととする。また、要求内容に

ついては、**さらなる精査を実施するとともに、場合によっては削減を行う。**

・職員数が減少する中、業務の効率化や業務の見直しについては必然であり、実施しなければ状況は悪化するばかりであることから、**出来る方法を職員全員で模索し**、積極的に取り組むこと。

・業務最適化計画に掲げる取組み、またＲＰＡの導入など業務量や経費の縮減につながる取組みに要する経費については、別枠で設けることから、費用対効果を検証した上で予算要求を行うこと。

・普通交付税において、トップランナー方式による算定が進められていることから、算定に応じた歳出削減に取組むべく検討・実施を行うこと。

（３）公共施設の適正な維持管理及び総量抑制

・公共施設の老朽化に伴う維持改修、更新や管理運営に要する費用の抑制は、喫緊かつ重要な課題であることから、公共施設維持管理計画の目標である、**施設総量（延床面積）の２割縮減に向け取組むとともに、そのことによって維持改修・更新及び管理運営にかかる費用の縮減を図ること。**

・公共施設維持管理計画の中間見直しを行っており、長寿命化の対象となった施設については、中間見直し後の計画に基づき、予防保全による長寿命化を図り、施設のライフサイクルコストの縮減に努めること。また、廃止・売却とされた施設については、その実施に向けた取組みを進めること。

・類似機能を有する施設などについて、統廃合を含めた施設の今後の在り方について十分検討すること。

（４）総人件費の抑制

・簡素で効率的な行政運営への取組みを継続するとともに、「職員配置適正化方針」に掲げる年次計画の実施と合わせ、事務事業の見直しを推進することにより、総人件費の抑制を図ること。

・会計年度任用職員制度導入に伴い、市が自ら行うべき業務のうち、職員と会計年度任用職員のそれぞれが担うべき業務を明確にし、適正な人員配置に努めること。

・**業務見直しは、職員自らが積極的に考え実行し、業務量の縮減を図る**こと。

（５）増加する社会保障費への対応

・増加する社会保障費への対応は喫緊の課題であるため、適正給付の推進や健康づくり事業の推進、後発医薬品使用の促進による医療費の抑制、健診受診率の向上などにより、更なる適正化も含め対応を図ること。

## ２．公債費の抑制

・公債費の抑制並びに平成３０年度末で４６９億円に上る市債残高の抑制を図

るため、財政構造強化指針で定めるルールに基づき、新規の市債発行額（過疎対策事業債の７０％・臨時財政対策債を除く）を、当該年度の市債の元金償還額以内とする。

・過疎対策事業債については、交付税措置が有利であるため積極的に活用を行っているが、３０％は市の負担であり、年々元利償還金が増加していることから、事業の必要性の検証や事業費の削減を図ることにより、計画的に活用すること。

## ３．基金残高の確保

・財政調整基金、退職手当積立基金及び庁舎等建設積立基金については、財政構造強化指針に掲げる目標値に向けて計画的に積立てていくこととし、それ以外の基金についても、基金の内容に応じた残高の確保に努めつつ、更なる有効活用を図ること。

## ４．特別会計の健全化

・介護保険会計や水道事業会計などの特別会計は、保険料や使用料で運営していくことが基本であり、これまで以上に独立採算を徹底すること。その際、**財政構造強化指針を踏まえ、一般会計と同様に財源の確保や更なる経費削減に取組む**こと。

・年々増大する医療費等については、長期的に抑制するための方策を実施し、特別会計の健全化及び一般会計の負担軽減に努めること。

## ５．財源の確保

（１）自主財源の確保

・市税をはじめとした自主財源を確保するため、地域産業の振興策と企業誘致を積極的に展開し雇用の場を確保するとともに、魅力あるまちづくりに向けた投資を行い、移住定住などといった将来的に地域活性化につながる取組みについてあらゆる面から検討すること。

・使用料・手数料等については、令和元年度に使用料・手数料の検証を行っていることから、その結果を踏まえた適正な受益者負担額とすること。

（２）その他の財源の確保

・事業の構築にあたっては、国・県の補助のみに限らず、各種団体の助成金の獲得やＧＣＦ（ガバメント・クラウド・ファンディング）、新たな広告収入など、財源確保に向けたあらゆる方策を最大限活用すること。

・幅広い活用が可能な社会資本整備総合交付金については、各部・各課の所管にとらわれず、活用方策を検討すること。

・総合戦略に掲げる目標達成及び市の負担軽減のため、各部局において、地方

創生推進交付金など、事業の財源を検討し積極的に活用を図ること。

・ふるさと納税制度については、地域資源の活用及び地域経済の活性化のための手段であるとともに、自主財源確保のための重要な手段であることから、全庁的な連携を図り、ふるさと納税の確保を図ること。

## ６．国等施策への対応

・国・県の施策動向、諸制度の改廃状況等を的確に把握し、制度改正等が明らかになったものについては、可能な限り当初予算に反映させること。地方分権により県から権限委譲を受ける場合においては、実施手法について検討を行った上で予算要求を行うこと。

・国の補正予算など有利な財源を活用する際には短期間での事業組み立てが必要になるため、即座に対応できるように日頃から検討を行っておくこと。